

地方税共同機構 第1回機構処理税務情報保護委員会 会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 日時

平成31年4月19日（金）13時30分～15時20分

(2) 場所

ビジョンセンター永田町B1 101会議室

2 出席委員の氏名

委員 岡村 久道

〃 佐々木 良一

〃 藤原 静雄

3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方税共同機構

機構処理税務情報保護委員会委員長 佐々木 良一

(別紙) 議事の概要

1 開会

各委員 (挨拶)

理事長 (挨拶)

2 議事

(1) 会議規則の制定

- 「地方税共同機構機構処理税務情報保護委員会会議規則」が原案のとおり決定された。

(2) 会長の選出

- 委員の互選により、佐々木委員が委員長に選出された。また、委員長から藤原委員が委員長代理に指名された。

委員長 (挨拶)

自治体には、セキュリティ強靱化で厳しい対応を求めている。使い勝手での課題もある中で良く対応してもらっている。機構にセキュリティの問題が生じると、自治体側は「何のための対応だったのか」となるので、機構は、セキュリティ意識を十分に持って対応を行うべき。

(3) 地方税共同機構の概要等について

- 事務局から地方税共同機構の概要、機構処理税務情報保護委員会及び機構処理税務事務システムについて説明があった。

委員長 機構の応急対応はどう行うのか。

事務局 緊急時対応マニュアルを作成しており、レベル判定、広報、インシデント調査、記録等の対応を行う。マニュアルに従って訓練も実施する。

委員 物理的セキュリティをはじめとして、機構はセキュリティポリシーを定めているので、ポリシーに照らして、今一度、管理策を検討してもらいたい。

(4) 地方税共同機構情報セキュリティポリシーについて

- 事務局から地方税共同機構情報セキュリティポリシーの概要及び同ポリシーの基本方針について説明があった。

委員長 自治体独自のセキュリティ対策も行われているが、機構の業務と自治体の関係はどうなっているか。

事務局 外部監査、自己点検、脆弱性診断等を行い、自治体に公表する。

副理事長 機構の業務は、自治体からの委託ではなく、法律で機構の事務とされている。

委員長 機構が自らのセキュリティ対策をしっかりと行い、自治体から指摘を受けることがないようにしなければならない。

委員 事務室の入退室管理など、日々の業務での徹底が必要な事項もポリシーで定められている。

事務局 規定されているとおりの運用を行っていく。

委員長 委託・再委託の場合のセキュリティ確保、専門家の支援体制など、重要な点を遺漏がないようにすべき。

委員長 セキュリティポリシーの関係で、委員会の意見としてまとめるべきものはあるか。

(委員間で協議し、以下を意見とすることで一致)

地方税共同機構の発足を機に、機構において、「情報セキュリティポリシー」に則した対応がとられているかどうか、可及的速やかに点検をお願いしたい。

(5) 地方税共同機構の情報セキュリティ事業について

○事務局から地方税共同機構情報セキュリティ事業として、団体向け支援・団体に対するセキュリティ研修、情報セキュリティ監査、自己点検及びその他セキュリティ事業を説明。

委員 自治体のセキュリティ強化についての研修や訓練は、J-LISなども行うため、連携して地方の負担が過重にならないようにすべき。

事務局 基本的には、私たちの研修は税務職員向けである。

委員 少人数で、税・システム・LGWANなどを兼務で担当している小規模自治体も多いため、重複して負担感が出ないように、J-LIS等と調整し、合理的に実施してもらいたい。

委員 研修等を通じて、首長等の経営層に的確に説明できるような知識を自治体職員に伝えてほしい。

委員長 リスクの洗い出しや評価は、時間や労力ともバランスを取りつつ、PIA（特定個人情報保護評価）との関係も含めて、適切に実施すること。

委員長 緊急対応などには専門家の力が必要な場合が多く、緊急時の連絡体制は、専門家の力を得ることができるよう充実を図るべき。

委員 自治体の緊急時の連絡体制についても、都道府県、総務省、NISCなどを含めた形で連携体制が整えられるよう、地方への指導や支援をお願いしたい。

委員長 連絡窓口の明確化の際にも、専門知識のある人が確保できるよう留意をすべき。

委員長 セキュリティ事業の関係で、委員会の意見としてまとめるべきものはあるか。

(委員間で協議し、以下を意見とすることで一致)

緊急時の連絡体制について、専門的な能力や知見を備えた機関などとの連携の充実を図る方向で取り組んでもらいたい。

地方団体の情報セキュリティ強化の支援については、小規模な団体の実情も踏まえ、他の関係機関の啓発活動と機構の活動に重複が生じないよう、連携を図ってもらいたい。

(6) 情報公開・個人情報保護について

○事務局から情報公開及び個人情報保護について説明があった。

委員 機構は独立行政法人等には該当しない。情報公開とは異なり、個人情報保護については、機構は個人情報保護法の適用対象となり、個人情報保護委員会の監督対象であることを正しく理解して対応をすべき。

3 閉会

○委員長が閉会を宣した。

以上